

第4章 フランスの高等教育制度と大学の設置形態

白鳥義彦（神戸大学）

1. 大学の設立根拠法

歴史的に見ると、近代以降のフランスの大学に関わる重要な法律として、1896年7月10日の「総合大学設置法」、1968年11月12日の「高等教育基本法」（Loi d'orientation de l'enseignement supérieur、いわゆるエドガー・フォール法）を挙げることができよう。前者の1896年の法律は、普仏戦争敗北後に成立した第三共和政の下で、同じ都市の複数のファキュルテ（単科大学）をまとめてユニヴェルシテ（総合大学）を創設するという形で、従来基本単位としてあったファキュルテの上位にユニヴェルシテを設立することを規定し、このユニヴェルシテが行政上の単位としても認知されることとなった。しかし実質的にはファキュルテの並列という従来の状況に大きな変化をもたらすことはなかったともされる。また後者の1968年の法律は、同年5月のいわゆる「5月革命」の影響のなかで成立したもので、この法律によって従来のファキュルテは廃止され、代わって「教育研究単位」（UER: unité d'enseignement et de recherche¹）によって大学が構成されることとなった。またこの法律によって、大学人を指すものとして「教員＝研究者」（enseignant-chercheur）という呼称が新たに設けられ、教育と研究の双方を担うことが明示化された。

1984年の「高等教育法」（サヴァリ法）によって、大学は法人格を有する「学術的・文化的・専門的性格を有する公共施設」（EPCSCP: établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel）²とされ、この地位によって大学には、行政、財政、教育、学術上の自治が与えられている。このサヴァリ法は、制定後数次の改正を経て、現在では教育法典（Code de l'Éducation）に収録されており、同法典 L711-1 条³には、

学術的・文化的・専門的性格を有する公共施設は、法人格ならびに教育的・学術的・行政的・財政的自律性を享有する、高等教育および研究のための国家機関である。これらの機関は、教職員、学生および学外者全体の協力をもって、民主的な方法で運営される。これらは複数の専門分野から成り、知識の進歩ととりわけ職業の実践を準備するための学術的・文化的・職業的な教育を保証するために、様々な諸専門の教員＝研究者、教員、研究者を結集する。（以下略）

と記されている。

さらに近年におけるフランスの大学の法的な位置づけの変化を示すものとして、2007年8月10日に成立した、「大学の自由と責任に関する法律（Loi relative aux libertés et responsabilités des universités）」⁴がある。同法の第一条では、高等教育の公的サービスの役割として、次の六項目が挙げられている。第一に初期教育と継続教育、第二に科学的ならびに技術的な研究を行うことと、それらの成果の普及と活用を行うこと、第三に職業進路指導と職業参入、第四に科学的ならびに技術的な文化と情報の普及、第五に高等教育ならびに研究のヨーロッパ的空間の構築への参加、第六に国際的な協力、の六点である。ここで特に注目されるのは、若年者教育ばかりでなく生涯教育も高等教育の役割として明記されている点、職業教育的な観点が重視されていること、ヨーロッパ的な枠組みへの言及がなされていることである。

これらは、現在のフランスの高等教育の大きな方向性を示すものとしてとらえることができよう。

また、同法では、フランスに 85 あるすべての大学が、2012 年までに独立の基金を基盤としたより自律的な形態に移行することを定めている。ヨーロッパの中でも中央集権的な性格の強い高等教育政策を推し進めていた同国としては、画期的な方針転換となっている。同法の改革スケジュールは下図のようになっており、2009 年 1 月 1 日現在で 20 大学が新形態に移行した。

【大学の自由と責任に関する法律による改革スケジュール】

1 年以内に行うべき改革／大学の統治の刷新

- ①評議会の人数を 20 人から 30 人に制限し、より機能的に、大学の戦略を立てられるようにする。
- ②学長は、大学のプロジェクトの責任者及び執行者として、任期は 4 年で、1 度再選可能とする。
- ③大学が抱える人的資源の問題については、調停委員会（les Comités Techniques Paritaires : CTP）を設ける。



新しい権限の大学への付与

- ①学生に対するオリエンテーションの強化及び職業指導
- ②大学による自由な教育・研究組織の創設
- ③教員の採用をより迅速に行えるようにする
- ④チューター及び図書館司書補としての学生の契約による雇用
- ⑤大学基金の創立



5 年以内に行うべき改革

- ①包括的予算の管理
- ②人的資源に対する管理（採用、教育と研究の義務の調整、給与の管理）



選択しうる新しい権限

- ①大学による不動産管理

出典：<http://www.jsps.go.jp/j-news/data/kaigai04/11.pdf>

2. 大学設立認可

大学設立認可については、教育法典（Code de l'Éducation）L711-4 条⁵において、

学術的・文化的・専門的性格を有する公共施設（EPCSCP: établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel）は、高等教育・研究国民審議会（Conseil national de l'enseignement supérieur et de la recherche）の答申を受けて、政令（décret）によって設立される

と定められている。

ただし、学生数、教員数、敷地面積といった形での、大学設立・存続についての具体的な要

件はない⁶。

3. 諸権限の所在

3-1 学長の任命権の所在・任命の内部手続き

学長の選出方法は、2007年8月10日成立の「大学の自由と責任に関する法律」によって変更された。従来は、運営評議会(conseil d'administration)、学術評議会(conseil scientifique)、教務・大学生生活評議会(conseil des études et de la vie universitaire)の三つの評議会が合同で学長を選んでいたが、この法律によって運営評議会(学外者は除く)のみが学長選任の役割を担うこととなった。この変更は、運営評議会への権限の集約とともとらえることができる。なお、学長の任期は、この法律が制定される以前には、五年間で、連続しての再任は不可とされていたが、この法律によって新たに、四年間で一回のみ再任可とされた。従来、学長の任期が五年間であるのに対し、一方で近年のフランスの大学運営において大きな意味を有するようになってきている大学と国家との間の中期契約の期間が四年間となっていて、両者の間での時期のずれによる不整合性から生じる問題の可能性が指摘されていたが⁷、今回の改定によって、この不整合性は解消されることとなった。

学長の選出については、教育法典 L712-2 条⁸において、次のように定められている。

大学の学長は、教員＝研究者、研究者、教授または准教授、特任教員または客員教員、あるいはそれらに相当する全ての教職員の中から、国籍を問わず、運営評議会の選出委員の絶対多数で選出される。その任期は4年間とし、運営評議会の教職員代表委員の任期の終期にその期限が切れる。一回のみ再任が可能である。

学長がその職務を中断した場合は、その理由のいかんを問わず、新しい学長が選出され、その任期は前任者の任期の終わりまでとなる。

学長は、各大学のレベルで、上記のようにして運営評議会によって任命され、例えば大臣が任命したり、各大学から選ばれた学長を追認したりといったことはない⁹。

3-2 理事等幹部の任命権の所在

学内者についてはそれぞれの選出母体から選ばれ、学外者については、地方公共団体からの者は当該の地方公共団体が選任し、それ以外の者については学長が任命する。次項「3-3 役員会・理事会等の構成に関する条件と権限」も参照のこと。

3-3 役員会・理事会等の構成に関する条件と権限

1968年の「5月革命」後に制定された「高等教育基本法」(フォール法)によって、ファキュルテが廃止され、大学は「教育研究単位」による編成へと変更された。またこの法律によって、運営評議会、学術評議会、教務・大学生生活評議会の設置が規定された。

2007年8月10日成立の「大学の自由と責任に関する法律」によって、これら評議会の構成に変更が加えられた。

まず、運営評議会については、教育法典 L712-3 条¹⁰において、次のように定められている。

I－運営評議会は、以下のように配分される20名から30名のメンバーから成る。

1. 8名から14名の、当該大学において職務に就いている教員＝研究者および同等の人々、教員および研究者の代表。そのうち半分は大学教授およびそれと同等の人々。
2. 7名もしくは8名の、学外者。
3. 3名から5名の、学生および当該大学に登録して継続教育を受けている人々の代表。
4. 2名もしくは3名の、当該大学において職務に就いている技師、事務職員、技術職員、図書館職員の代表。

学長が運営評議会以外から選ばれる場合には、当評議会の成員数は1名増える。

II－運営評議会のメンバーとなる学外者は、学長と同じ任期で、学長によって任命される。この学外者には、教育法典L719-3条の例外によって、とりわけ、

1. 少なくとも、企業の長あるいは企業の経営幹部1名
2. 少なくとも、もう1名の、経済・社会界での活動者
3. 地方団体あるいは地方団体の集合の代表者2名あるいは3名。うち1名は当該地方団体によって指名された地域圏議会からの者。

学外者のリストは、地方団体によって指名された地方団体からの代表者を除いて、運営評議会の選出されたメンバーによって承認される。

III－運営評議会の選出されたメンバーの任期は、学長選出のために召集された最初の会議から始まる。運営評議会のメンバーは、彼らの後継者が指名されるまで有効にその職にある。

IV－運営評議会は、大学の政策を決定する。この資格において、

1. 運営評議会は大学の機関契約を承認する。
2. 予算を議決し、決算を承認する。
3. 大学の学長によって署名された協定や協約を承認し、また政令によって定められた特別な条件の下において、借款、資本参加の取得、支部および教育法典L719-12条に規定された基金の創設、寄付および遺贈の受領、不動産の取得と売却も承認する。
4. 大学内の規則を採択する。
5. 学長の提案に基づいて、また国の優先度を尊重して、管轄の大臣によって割り当てられた雇用の配分を定める。
6. 学長に対して法廷における全権を認可する。
7. 試験に関わる諸規則を採択する。
8. 学長によって提示される決算と事業計画を含んだ、年次活動報告を承認する。

運営評議会は、1、2、4、8、で述べられたものを除いて、その権限のいくつかを学長に委任することができる。学長は、この委任に従ってなされた決定を、可能な限り速やかに運営評議会に報告する。

ただし、運営評議会は自らが定める条件において、予算修正の決定を採択する権利を学長に委任することができる。

投票が可否同数の場合には、学長が裁決権を有する。

次に、学術評議会については、教育法典 L712-5¹¹において以下のように定められている。

学術評議会は、以下のように配分される 20 名から 40 名のメンバーから成る。

1. 60 から 80%の、教職員の代表。評議員数の少なくとも半分は教授および研究指導の資格を有する他の人々に、少なくとも六分の一は前述のカテゴリーに属さない博士号取得者に、少なくとも十二分の一は他の職員に、そしてそのうちの少なくとも半分は技師および技術者に割り当てられる。
2. 10 から 15%の、初期教育あるいは継続教育に登録している博士課程学生の代表。
3. 10 から 30%の学外者で、他の機関に属する教員＝研究者あるいは研究者がこの任にあたる事が可能。

学術評議会は研究政策及び学術・技術的資料に関する政策の基本方針、さらに研究予算の配分について意見を述べる。学術評議会は要望を提出することができる。学術評議会は初期教育および継続教育のプログラムについて、欠員あるいは必要となった教員＝研究者および研究者の採用に対して与えられるべき資格について、大学の様々な構成要素によって提案された研究のプログラムおよび契約について、国家免状授与権認証の申請について、機関免状の創設あるいは改定の案について、また機関契約について、意見を述べる。学術評議会は、教育と研究の連携を保証する。

教員＝研究者に関して適用される規定を尊重し、教員＝研究者のみの代表で限定審議を行なう学術評議会は、教員＝研究者の配置転換、他の職団に属する公務員の教員＝研究者の職団への参入、研修身分の准教授の正規職員化、および教育・研究臨時職員の採用と契約更新について、意見を述べる。

学長が評議会以外から選ばれる場合には、当評議会の成員数は 1 名増える。

投票が可否同数の場合には、学長が裁決権を有する。

さらに、教務・大学生生活評議会については、教育法典 L712-6¹²において以下のように定められている。

教務・大学生生活評議会は、以下のように配分される 20 名から 40 名のメンバーから成る。

1. 一方での、75 から 80%の教員＝研究者および研究者の代表、および他方での、学生の代表。これら二つのカテゴリーの代表数は同数であり、また継続教育を受けている人々の代表権は第二のカテゴリー内において保証される。
2. 10 から 15%の、事務職員、技術職員、労働者および役務員の代表者。
3. 10 から 15%の学外者。

教務・大学生生活評議会は初期教育および生涯教育における教育の基本方針、免状授与権認証の申請、新たな専攻の計画、および教育の評価について意見を述べる。

同評議会はさらに、学生の進路指導の実施、既修得経験認定を可能とするための措置について、就職を支援し、学生に提供される文化的・スポーツ的・社会的・団体的な活動を援助するための措置について、生活や勉学の条件を改善するための措置について、特に学生への援助、学生支援機関の業務、医療・福祉サービスおよび図書館や学術資料センターに関する措置について、意見を述べる。同評議会はまた、障害を持つ学生の受け入れを円滑にするための整備措

置についても意見を述べる。同評議会は学生の政治的および組合に関わる自由を保証する。

教務・大学生生活評議会は要望を提出することができる。

教務・大学生生活評議会は、学生支援地方機関 [CROUS] と連携しながら学生生活に関する問題を担当する学生を 1 名、副議長に選出する。

3-4 大学における教職員身分

フランスの国立大学における教職員の身分は公務員である。

3-5 教職員の採用の決定権限の所在

フランスの大学の教員＝研究者の採用については、まず全国レベルで空きポストが告示され、応募資格の認定が行われる。その後、各大学において選考が行われ、採用が決定される。教職員の採用の最終的な決定権限は、原則として学長にあると考えられる〔後述の「6-2 学長の権限」に記されている、教育法典 L712-2 条の 4 項を参照〕。

3-6 教職員の処遇(給与体系を含む)の決定権限の所在

2007 年 8 月 10 日に成立した「大学の自由と責任に関する法律」以降、教職員は国家公務員のままではあるが、給与は大学から支払われることとなった。そのため、基本給の部分は統一的であっても、特別給的な部分において、大学の決定において処遇が異なることはあり得る¹³。

3-7 学部等の新設・改廃の決定権限の所在

教育研究単位 UFR の新設・改廃については、大学が決定権を有する。大学内の institut や école については、高等教育・研究省の認可が必要である¹⁴。

3-8 学位の認定権限の所在

国家免状 (diplôme national) や学位 (grade)、称号 (titre) の授与や定義は、国の役割とされる (教育法典 L123-1) [大場 2008 参照]。

3-9 学費の決定権限の所在

学士、修士、博士といった国家学位の学費については、国が決定する¹⁵。ちなみに 2009 年度の学費水準は、第一カテゴリーに属する通常の大学で、学士課程 180 ユーロ／年、修士課程 250 ユーロ／年、博士課程 320 ユーロ／年となっている。第二カテゴリーの留学生は上記にプラス α があり、第三カテゴリーの技師資格を取得できる機関はより高い学費が設定されている。なお、第四カテゴリーのグランドゼコールについては、学費の設定は自由となっている。

3-10 収益事業の認可範囲

大学は「学術的・文化的・専門的性格を有する公共施設 (EPCSCP: établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel)」として設立されており、その目的から外れるような収益事業を行うことはできない¹⁶。

3-11 土地等資産の所有権と売却の自由

土地、建物といった資産は、国が所有してきた。1995年より、財務省が認可して、地方公共団体の資金で建物を建設することが可能となった。地方公共団体によって建設された建物は、その地方公共団体が所有する。2007年の「大学の自由と責任に関する法律」によって、大学が土地、建物を所有することは可能になったが、現実には施設の維持管理の負担が大きいので、所有権を求める大学は数少ない。所有権を移転するのであれば、その前に建物の修繕を行うよう、大学側が政府に主張し、交渉している段階であり、多くは国が所有したままである¹⁷。

3-12 建物等資産の管理責任の有無

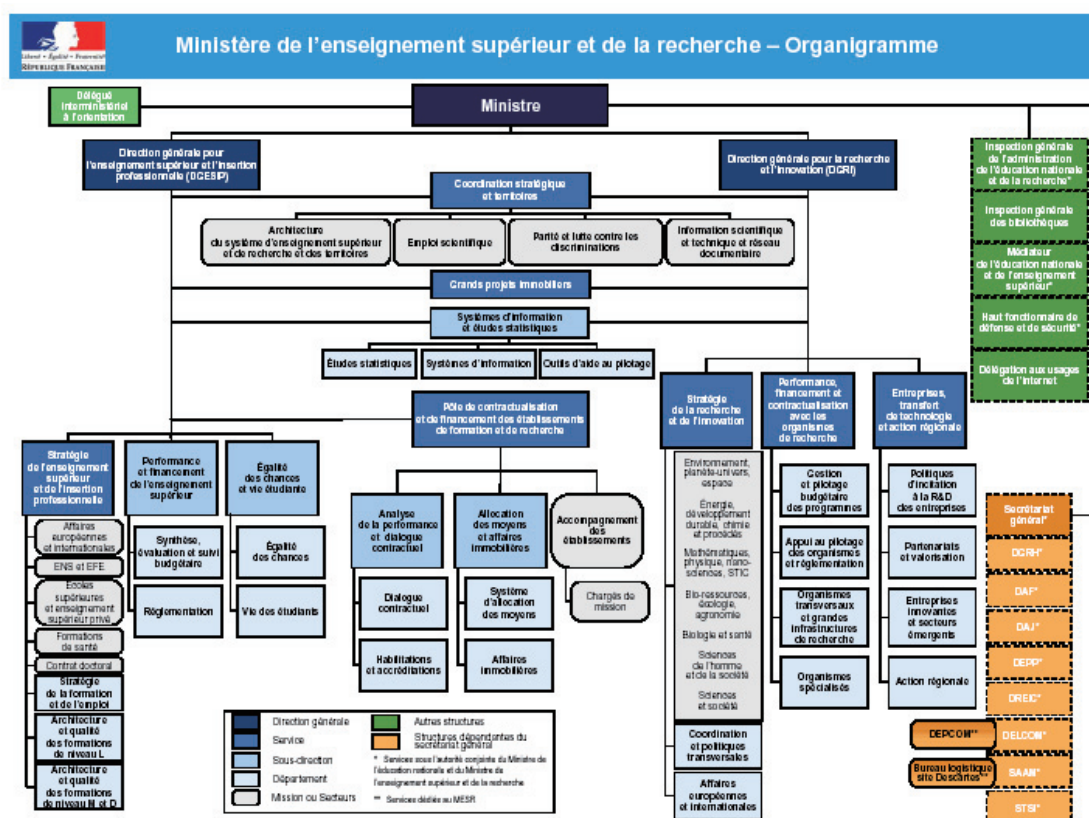
大学に所有権のない建物等の資産を維持管理する責任は、大学にはない¹⁸。

4. 高等教育における政府統制

4-1 省庁における高等教育担当部局の組織構成

フランスには、高等教育・研究省（Ministère de l'enseignement supérieur et de la recherche : MESR）が存在し、高等教育政策を担っている。以下にその組織構成を示す。

図 4-1 高等教育・研究省の組織構成



出典 : http://media.enseignementsup-recherche.gouv.fr/file/organigramme/29/0/MESR17-03-09_46290.pdf

4-2 使命・目標・計画などの設定・承認

大学と国との間の、4年ごとの契約制度の中で、使命・目標・計画などは設定・承認される。

4-3 評価制度・質保証制度の内容

フランスでは従来、高等教育の評価は1984年に設立された「全国評価委員会」(Comité national d'évaluation : CNE)によってその中心的な役割が担われてきた。CNEによる評価は、個人を対象とするのではなく機関を対象とする評価として行われ、評価対象機関による自己評価を出発点として重視し、評価項目の選択も評価対象機関の側でイニシアティブを取ることのできる部分が大きいといった諸点を特徴として有していた。一律の基準にもとづいた数量的な評価ではなく、高等教育・研究機関の置かれているそれぞれの状況も考慮に入れつつ、より良い教育や研究を実現することを求めるということを重視した評価が行われていたのである。またCNEによる評価は予算等の資源の直接的な配分とは切り離されて行われており、このことはCNEによる評価の実効性という側面について議論を引き起こすこととなり得る反面、高等教育・研究機関にとって受動的で型にはまった評価とならずに、ある程度長期的な視野を有しつつ主体的な評価を通じてそれぞれの機関のより良いあり方を求めることを可能にするという側面も有していた。

このような特徴を有するCNEによる評価が20年以上にわたって行われ、これがフランスの高等教育機関の評価を特徴づける制度としてとらえられてきたわけだが、2006年4月18日の研究プログラム法(Loi de programme pour la recherche)¹⁹によって「研究・高等教育評価機関」(Agence d'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur: AERES)が設立され、CNEがこのAERESに統合されるなど、フランスにおける高等教育の評価制度は近年大きく転換してきている。そこでまず、フランスにおけるこうした高等教育、研究の評価をめぐる新たな動きに注目し、特にその制度的な側面を中心として検討しよう。

はじめに、AERESの活動のあり方についてどのように定められているかを見よう。AERESは、高等教育機関の多様性を考慮に入れて評価を行うとされる。中期契約の期間に合わせて定期的な評価を行うことは、各機関がそれぞれの方向性に進むことをより容易にすることを可能とし、そうして各機関の機能をより優れたものにし得る、内部評価の継続的な手続きを採用することを後押しするとされる。評価の方法としては、内部評価、外部評価、公的な報告、ピアによる評価という、ヨーロッパ次元での方向性に従った原則に基づいて行われる。機関に関するデータの分析、現地訪問、インタビューの実施、評価報告書の執筆といった外部評価のプロセスは、外部評価委員長の責任の下で行われる。この委員会は、公開された候補集団から、その正当性を保証する方法に従って選ばれた専門家によって構成される。機関の評価は、その機関が自らの目標に到達するために用いる戦略の分析を踏まえて行われる。この分析は、地域的、国内的、国際的という3つのレベルでの機関の様々な行動の結果を説明する少数の方策や指標に基づいてなされる。それゆえ、研究、教育、環境との関係、国際関係、学生政策といった、複数の分野での戦略の性格と質とを標定することが求められる。

また「研究プログラム法」の第9条第2項では、AERESの役割として次のような諸点が挙げられている²⁰。第一に、研究の機関ならびに組織、高等教育・研究機関、科学協力機関ならびに科学協力基金(les établissements et les fondations de coopération scientifique)、国立研究機関(Agence nationale de la recherche)について、それらの任務と活動との全体を

考慮に入れて評価する。第二に、これらの機関や組織の研究単位によって行われた研究活動を評価する。その評価は AERES によって直接に行われるか、あるいは AERES によって認められた手続きに従って、これら機関や組織に基づいて行われる。第三に、高等教育機関の教育および学位を評価する。第四に、第一の部分で示された機関・組織の人員の評価に関する手続きを認定し、その手続きが実行される諸条件に対して意見を示す。ここに示されていることから、AERES による評価は機関評価が主たるものとされていることがわかるが、個人評価の手続きのあり方を定めるという形で、評価自体を直接行うことはなくとも、個人評価にも一定の関与を行っていくように定められていることがうかがえる。

AERES には評議会が設けられ、AERES の運営にあたる。この評議会の人数は 25 名で、その構成は 4 つのカテゴリーから選ばれる人々からなり、それらは、第一に能力の認められた 9 名でそのうちの少なくとも三分の一は私的な研究部門からの者、第二に公的な高等教育・研究機関および研究組織の長の提案に基づく、研究者、技師、教育＝研究者の資格を有する 7 名、第三に高等教育に関する評価の能力を有する機関の提案に基づく研究者、技師、教育＝研究者の資格を有する 7 名、第四に「科学的ならびに技術的な選択の評価に関する議会事務局 Office parlementaire d'évaluation des choix scientifiques et technologiques」のメンバーである国会議員 2 名である。これらのメンバーについては、制度上は必ずしもフランス人に限定されてはおらず、EU 加盟国の人々、あるいはそれ以外の国際的な人々でもよい。科学的な業績の質が認められていることが重要である。評議会の構成員に関するこうした規定からは、大学人のみに限定されない形で、また国際的な展開を有し得る形で、メンバーを選出する方向性がうかがえる。

AERES には、機関部門 (section des établissements)、単位部門 (section des unités)、教育部門 (section des formations) の諸部門が設けられる。第一の機関部門は、高等教育・研究の機関ならびに組織の評価、およびこれらの機関ならびに組織の人員の評価手続きの認定とこの手続きが行われる諸条件に関する意見を準備する。第二の単位部門は、機関ならびに組織の研究単位 (unités de recherche) の活動の評価を行う。第三の教育部門は、教育および学位の評価を行う。

また、前述の評議会が審議する内容としては、第一に評価ならびに評定の手続きの質、透明性、公開性を保証するための方策を定義づける評価文書、第二にヨーロッパ的ならびに国際的な協力政策、第三に AERES の長の提案に基づく、部門長の任命、第四に諸研究・教育機関が国家と結ぶ中期契約手続きの期間と合致する複数年の評価プログラム、第五に各部門の意見と、評価委員会報告のために各部門によって準備された総括報告の認定、第六に年次報告、第七に AERES の契約職員の採用、雇用、報酬の全般的な条件、第八に AERES の内部的規則が挙げられる。

AERES による各機関の評価は、4 年毎に各機関と国家との間でなされる中期契約の期間に合わせてなされる。フランスの諸大学の全体は、この中期契約の年次によって 4 つのグループに分けられているが、2007 年は B 群、2008 年は C 群の機関が評価の対象となっている。中期契約の制度によって、大学という単位の存在の実質化が進んだという指摘も見出されるが²¹、契約の期間に合わせて AERES による評価がなされることは、こうした見方による方向性を強めるものとしてとらえることができる [以上、本項は白鳥 (2008) 参照]。

5. 高等教育財政

5-1 2010 年度高等教育・研究省予算

2010 年度の高等教育・研究省予算（承認歳出限度枠ベース／autorisations d'engagement）は、254.3 億ユーロであり、2009 年度の 245.1 億ユーロから 3.74% の増加を記録している（MESR 2009a, 104-107）。また、国家予算に定められた高等教育・研究省職員の雇用上限人数は 53,513 人となっており、また別途、研究機関 68,307 人、高等教育機関 113,535 人、学生支援機関（CNOUS/CROUS）12,727 人の雇用枠を持っている（人数はすべてフルタイム換算）。

なお、フランスの中央省庁は、2001 年 8 月 1 日の憲法補助法（la loi organique du 1er août 2001 relative aux lois de finances: LOLF）により、業績指標とその目標値をとまなうプログラム予算へと移行している²²。上記の高等教育・研究省予算のうち高等教育予算として位置づけられているのは 153.3 億ユーロであり、次のようなプログラムから主に構成されている（MESR 2009b, 18-19）。

- ・プログラム 150：大学における高等教育と研究 125.1 億ユーロ
（人件費：33.6 億ユーロ・その他：91.5 億ユーロ）
- ・プログラム 231：学生生活 20.2 億ユーロ
（人件費：なし・その他：20.2 億ユーロ）
- ・プログラム 186：文化研究・科学的教養 1.63 億ユーロ
（人件費：0.35 億ユーロ・その他：1.28 億ユーロ）
- ・プログラム 142：農業高等教育・研究 3.00 億ユーロ
（人件費：1.71 億ユーロ・その他 1.29 億ユーロ）
- ・プログラム 192：経済・産業高等教育・研究（学校分） 10.4 億ユーロの一部
（人件費：0.98 億ユーロ・その他 9.42 億ユーロ）

5-2 経常予算の機関配分方法

高等教育・研究省から大学等高等教育機関および研究機関への経常予算の配分方法であるが、2009 年 12 月に実施した同省へのインタビュー調査の結果によると、次のようになっている。

まず、予算は「教育」と「研究」に分かれており、「教育」がおおよそ 60%、「研究」が 40% である。「教育」に関しては、在学生数と学位取得学生数をもとにした計算がなされているとの説明を受けたが、資料等の提供はなかったため、詳細は判明していない。また、「研究」についてはフォーミュラが存在し、4-3 で紹介した AERES の評価が配分額に反映する方式となっている。具体的には、AERES の評価ユニット（研究機関または大学の研究グループのようなもので、2009 年の評価ではフランス全体で約 700 存在する）に対する研究評価（A⁺、A、B、C）により、評価単位に属する研究員・教員の重みづけを行う（重みづけにあたっては、理工学系 sciences dures・医学生物学系 sciences du vivant・人文社会学系 sciences humaines et sociales の 3 区分が考慮される）。そして、各研究機関または大学の Σ [ユニットの研究評価の重みづけ×ユニットの研究員・教員数] をもとに、研究資金は配分される。ただし、配分された資金は機関・大学の裁量で内部配分されるので、必ずしも機関・大学内部のユニットの [重みづけ×研究員・教員数] の割合で配分されるとは限らない。

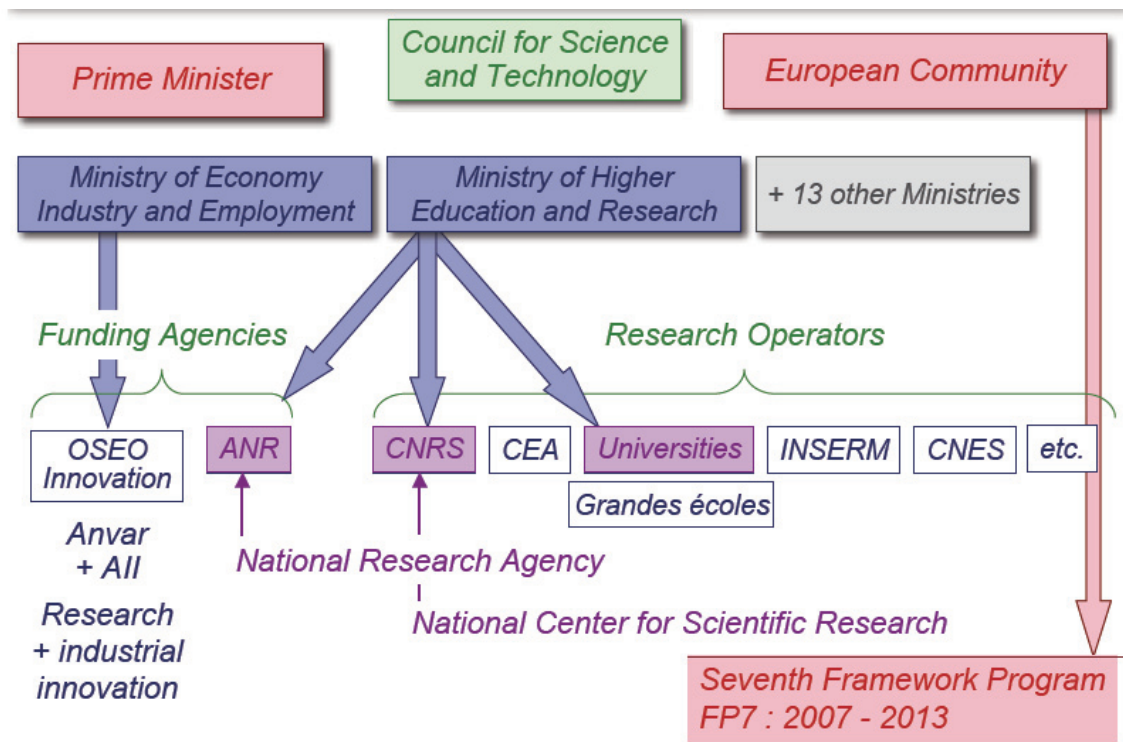
ただし、上記は研究費（物件費）の配分であり、人件費はこれとは全く別途に計上されている。大学やグランドゼコールと国立科学研究センター（Centre National de la Recherche

Scientifique : CNRS) の混成でユニットが形成されているケースもあるが、人件費はそれぞれの機関の給与体系に従って、個別機関に支給される。概して CNRS の給与水準の方が高いため、優秀な研究者は、若いうちは CNRS で働き、ある程度の年齢になってから定年のない大学の教員に移るというケースもよく見られる。

5-3 競争的研究資金

2006 年 4 月 18 日研究プログラム法 (Loi de programme pour la recherche) によって設立された国立研究機関 (Agence Nationale de la Recherche : ANR) が、研究テーマを設定して公募 (appels à projets) を行い、審査を経て研究資金補助を行っている。2009 年度の予算規模は 8.2 億ユーロで、プロジェクト研究に 5,929 件、競争クラスターに 1,243 件の申請が提出された (ANR 2009)。そのうち採択数は 1,212 件であり、採択率は約 22%となっている。採択プロジェクトの規模は、学術研究で 40 万ユーロ、産業界との共同プロジェクトで 87 万ユーロが最高額となっている。なお、ANR と同様に競争的資金の配分を行っているが、産業界の新規起業や中小規模の企業をサポートしている機関に OSEO がある。MESR からの基盤的資金、ANR や OSEO からの競争的資金とその受け皿となる研究機関等をまとめたのが図 4-2 である。

図 4-2 所管官庁・研究資金配分機関・研究機関の新たな関係



出典 : Dauchez and Destruel (2009)

6. 機関内部の統治機構

6-1 組織機構

教育法典 L711-7 条²³において、「機関は、運営評議会の在任メンバーの絶対多数による、規約に基づく議決によって、本法典およびその適用のためになされた諸政令の措置に従って、自らの地位および内部構造を決定する。その地位は高等教育担当大臣に伝達される」と記されている。したがって内部統治のための組織機構として、運営評議会が重要な役割を担うこととなる。また、同法典 L712-1 条²⁴では、「大学長はその決定 *décisions* によって、運営評議会はその議決 *délibérations* によって、学術評議会および教務・大学生生活評議会はその見解 *avis* によって、大学の運営を確かなものとする」と記されており、学長、各評議会のそれぞれの役割（の違い）が定められている。

6-2 学長の権限

教育法典 L712-2 条²⁵において、学長の権限は次のように記されている。

学長は、大学の指揮を執る。この資格において、

1. 学長は運営評議会を主宰し、その審議を準備し、議決を行う。学長は大学の複数年度にわたる契約を準備し、実行する。学長はまた、学術評議会および教務・大学生生活評議会を主宰する。学長はこれら評議会の意見および要望を受理する。
2. 学長は第三者に対して、また法廷において、大学を代表し、協定ならびに協約を締結する。
3. 学長は大学の収入および支出の支払い命令者である。
4. 学長は大学の教職員全体を指揮下に置く。

高等教育の国家アグレガシオン競争試験によって採用された教職員の最初の任用に関わる、規約に基づく措置を除いて、学長が正当性ある不同意の意見を表明した場合には、いかなる任用も宣言されない。

学長は、大学の様々な役務において、管理、技術、職工、役務の職員を任用する。

5. 学長は様々な審査員団を任命する。
6. 学長は秩序維持に責任を負い、国務院において政令によって定められた条件の中で警察力の要請を行うことができる。
7. 学長は当該大学構内における安全に責任を負い、教職員および敷地内に迎え入れられている利用者の安全を確保することを可能とする、衛生安全委員会の勧告に従うことを保証する。
8. 学長は大学の名において、運営管理の権力を行使し、この権力は法律あるいは規則によって、他の権威には帰せられない。
9. 学長は、障害者、学生、大学教職員にとって教育および建物へのアクセスが利用しやすいものとなるよう配慮する。

学長は、自らの提案によって選ばれた事務局による補佐を受け、その構成は大学の地位によって定められる。

6-3 教職員採用の内部手続き

採用選考のための委員会が設けられて、行われる。なおフランスの大学では、同一の大学内

でエスカレーター式に准教授から教授へ昇任するということはなく、例えば教授ポストが空いた場合にも、オープンな採用選考が行われる。

7. 昨今の大学改革の進展とその効果

フランスにおける近年の大学改革の流れとして、2006年4月18日の研究プログラム法 (Loi de programme pour la recherche) によって、国レベルでの研究の全体的な方向性を検討する場として科学技術高等評議会 (Haut conseil de la science et de la technologie) が設置され、財政的な側面については国立研究機関 (ANR) が設けられることとなった。また評価に関わる面でも、従来の全国評価委員会 (Comité national d'évaluation : CNE) に代えて、研究・高等教育評価機関 (AERES) がその任を担うこととなった。また2007年8月10日「大学の自由と責任に関わる法律 (Loi relative aux libertés et responsabilités des universités)」²⁶ による、大学の組織面と自律性の変容なども見出すことができる。

このように、ここ数年でフランスの大学には大きな変化がもたらされた。その流れの方向性としては、学長を中心とする大学執行部の権限の強化と、それを通じてのそれぞれの大学ごとのまとまりの重視、競争的な環境の導入といった観点から特徴づけることができる。またフランスの場合には、ボローニャ・プロセスをはじめとする、ヨーロッパという枠組みからの改革の動きも大きな影響を有している²⁷。なおこうした流れに対しては、学生のストライキなどにも見ることができるように、否定的な立場も見出される。

8. 参考: 高等教育機関の基礎データ

高等教育機関数の推移											
(年度)	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
大学Universités (1)	80	80	80	82	82	81	81	81	81	79	
技術短期大学部IUT	103	104	112	112	113	114	114	114	114	115	
大学内の教員養成学校 IUFM universitaires	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27	
大学外の教員養成学校 IUFM non universitaires	28	28	30	30	30	30	30	30	30	3	
専門研究教育機関 Grands établissements	8	8	8	8	8	9	9	9	10	10	
上級技術者養成課程 STS (2)	2015	2040	2068	2100	2118	2116	2109	2125	2133	2182	
うち公立	1228	1251	1275	1 293	1305	1311	1312	1323	1319	1335	
うち私立	787	790	793	807	811	805	797	802	814	847	
グランゼコール準備級 CPGE (2)	407	403	403	403	405	406	407	406	414	422	
うち公立	311	309	311	312	314	315	317	318	324	331	
うち私立	96	94	92	91	91	91	90	88	90	91	
技師学校 Écoles d'ingénieurs	245	241	243	243	244	250	246	247	240	231	
うち大学付設の公立	69	69	68	69	66	70	69	70	74	59	
うち INP付設の公立	21	21	19	20	20	21	21	21	11	10	
うちUT付設の公立	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	
うち大学から独立の公立	84	81	85	83	83	85	84	86	85	92	
うち私立	68	67	68	68	72	71	69	67	68	68	
商業・経営・会計学校	224	230	234	225	228	227	223	219	210	206	
Écoles de commerce, gestion et comptabilité											
私立大学	18	18	19	15	13	13	13	13	13	13	
Établissements universitaires privés											

(年度)	高等教育機関数の推移 (つづき)										
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
高等師範学校 Écoles normales supérieures	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	
建築学校 Écoles d'architecture	25	25	23	23	23	23	23	23	20	21	
芸術・文化学校	221	239	229	243	238	237	236	235	242	233	
Écoles supérieures artistiques et culturelles											
大学外の医療系学校	431	420	420	409	420	420	418	412	410	410	
Écoles paramédicales hors université (3)											
福祉系学校	137	133	133	143	147	143	161	180	188	188	
Écoles préparant aux fonctions sociales (3)											
他の諸専門の学校	202	197	212	219	221	222	217	212	206	198	
Autres écoles de spécialités diverses											
うち法律・行政学校	50	60	64	64	61	62	57	58	56	52	
うちジャーナリズムの学校および文学の学校	16	18	23	24	25	25	25	24	25	23	
うち獣医学校	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	

(注1) 2002年度以降、アルピとニームの CUFR (centre universitaire de formation et de recherche de Albi et Nîmes) 2校を含む。2007年に、ニームのCUFRは大学となった。2008年に創設された、「パリ東」 (Paris-Est) の研究・高等教育拠点 (PRES: Le Pôle de recherche et d'enseignement supérieur) は大学とは考慮されていない。2008年に、ストラスブール大学は、ストラスブール第一大学、ストラスブール第二大学、ストラスブール第三大学を一まとめにした。

(注2) STSあるいはCPGEのクラスを有する機関。農業STSおよびCPGEについて、1999年-2000年は推計。

(注3) 2008年度は2007年度のデータ。

出典：Ministère de l'Éducation nationale et al. 2009, *Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche*, édition 2009, p. 69.

高等教育在学者数の推移（単位：千人）									
（年度）	1980	1990	2000	2004	2005	2006	2007	2008	
グランドゼコール準備級（CPGE）	42, 9	68, 4	73, 8	76, 5	77, 8	79, 3	81, 9	84, 1	
および統合された準備級									
上級技術者養成課程（STS）	67, 9	199, 3	238, 9	230, 3	230, 4	228, 3	230, 9	234, 2	
技術短期大学部（IUT）	53, 7	74, 3	119, 2	112, 4	112, 6	113, 8	116, 2	118, 1	
大学（Universités）									
（IUT および技師養成課程を除く） ¹	796, 1	1075, 1	1 254, 3	1286, 4	1283, 5	1259, 4	1221, 1	1265, 8	
技師学校（Écoles d'ingénieurs） ²	40, 0	57, 7	96, 5	107, 2	108, 1	108, 8	108, 8	114, 4	
商業・経営・会計・販売学校	15, 8	46, 1	63, 4	83, 2	88, 4	87, 3	95, 8	100, 6	
（Écoles de commerce, gestion, comptabilité et vente）									
医療・福祉専門学校 ³	91, 7	74, 4	93, 4	124, 2	131, 7	131, 1	134, 4	134, 4	
（Écoles paramédicales et sociales）									
高等教育の他の諸機関 ⁴	76, 0	128, 5	232, 4	263, 7	265, 1	260, 3	253, 8	190, 9	
うち国立理工学校（INP）および技術大学（UT）									
—	—	6, 8	11, 7	14, 0	14, 4	14, 6	11, 4	10, 8	
高等教育合計 ⁵	1184, 1	1717, 1	2160, 3	2 269, 8	2283, 3	2253, 8	2231, 5	2231, 7	

（注1）2008年度に、教員養成大学（IUFM）は、3校の例外を除いて、付設されている大学に統合された。2008年度については、したがって「大学内」のIUFM（学生数6万2500人）も大学とともにカウントされている。

（注2）技師養成新課程（NFI：nouvelles formations d'ingénieurs）も含む。

（注3）医療・福祉専門学校については、2007年度のデータを2008年度に継続している。2001年度の保健に関するデータは推計。

（注4）このグループは均質的ではない（獣医学校、社会科学高等研究院、他の省に属する他の諸機関、国立理工学校（INP：Institut national polytechnique）、技術大学（UT：université de technologie）等）。ここにはまた、1992年から2007年度までのIUFMの人数と、2008年に大学に合併されなかったIUFM（学生数1500名）も含まれる。

（注5）UTおよびINPにおける技師養成を二重にカウントはしていない。

【出典】Ministère de l'Éducation nationale et al. 2009, *Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche*, édition 2009, p.19.

中等後教育進学率

フランスでは中等後教育に進学するためには、中等教育修了と同時に中等後教育進学資格を付与するバカロレアを取得しなければならない。バカロレア取得者のすべてが中等後教育に進学するわけでは必ずしもないが、ここではバカロレア取得率の推移を示しておく。1970 年には 20%にとどまっており、1985 年においても 3 割を下回っていたバカロレア取得率は、その後の 10 年間で倍増し、1995 年には 6 割を超えるが、それ以降はその水準でほとんど変わらずに推移している。当該年齢層の約 8 割がバカロレア試験を受験し、受験者のうちの約 8 割が合格することによって、バカロレア取得率は 0.8×0.8 で 6 割台前半になると言われている。

バカロレア取得率の推移

	1970	1980	1985	1990	1995	(1) 1998	(2) 2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
普通バカロレア	16,7	18,6	19,8	27,9	37,2	33,8	32,9	32,6	32,6	33,6	32,3	33,7	34,8	34,7	34,6
技術バカロレア	3,4	7,3	9,6	12,8	17,6	18,3	18,5	18,2	17,8	17,9	17,8	17,3	17,2	16,8	16,6
職業バカロレア	—	—	—	2,8	7,9	10,5	11,4	11,2	11,5	11,3	11,7	11,5	12,3	12,8	12,6
合計	20,1	25,9	29,4	43,5	62,7	62,6	62,8	62,0	61,8	62,8	61,8	62,5	64,3	64,2	63,8

（注 1）1995 年度およびそれ以前：旧シリーズ、1990 年度および 1995 年度については、1990 年度の国勢調査の人口データに基づく。

（注 2）1998 年度およびそれ以降：新シリーズ、1999 年度の国勢調査の人口データに基づく。

【出典】Ministère de l'Éducation nationale et al., 2009 *Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche*, édition 2009, p. 235.

<参考文献>

- Agence Nationale de Recherche (ANR) 2009, *French Research Agency. A New Tool for Funding French Research and Innovation*.
- ARESER 1997, *Quelques diagnostics et remèdes urgents pour une université en péril*, Paris, Raisons d' Agir. =2003 岡山茂・中村征樹訳「危機にある大学への診断と緊急措置」, アレゼール日本(高等教育と研究の現在を考える会)編『大学界改造要綱』, 藤原書店, 245-335 頁.
- アレゼール日本(高等教育と研究の現在を考える会)編 2003, 『大学界改造要綱』, 藤原書店.
- Charle, Christophe 2008, “L' Université française et le défi de Bologne” =白鳥義彦訳「フランスの大学とボローニャの挑戦」, 『社会学雑誌』第 25 号, 3-23 頁.
- Dauchez, Pierre and Destruel, Pierre 2009, *Recent Evolutions of the Research Organization in France*, a handout presented in a meeting with Japan Research Industry Association in Tokyo on January 26, 2009.
- Ministère de l' Enseignement supérieur et de la Recherche (MESR) 2009a, *ANNEXE AU PROJET DE LOI DE FINANCES POUR 2010: RAPPORT SUR LES POLITIQUES NATIONALES DE RECHERCHE ET DE FORMATIONS SUPÉRIEURES*.
- 2009b, *MISSION INTERMINISTÉRIELLE. PROJETS ANNUELS DE PERFORMANCES. ANNEXE AU PROJET DE LOI DE FINANCES POUR 2010: RECHERCHE ET ENSEIGNEMENT SUPÉRIEUR*.
- Ministère de l' Éducation nationale, Ministère de l' Enseignement supérieur et de la Recherche, Direction de l' évaluation, de la prospective et de la performance, Centre de documentation 2009 *Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche*, édition 2009.
- Musselin Christine 2001, *La longue marche des universités françaises*, Paris : P.U.F.
- 大場淳 2004, 「フランスの大学における組織改革と連携の推進」, 広島大学高等教育研究開発センター編著『高等教育システムにおけるガバナンスと組織の変容』(COE 研究シリーズ 8) , 165-193 頁.
- 2008, 「フランスの高等教育機関と学位授与権」, 『日仏教育学会年報』第 14 号, 45-55 頁.
- 社会経済生産性本部 2004, 『平成 15 年度会計検査院委託業務報告書 国の公会計基準の研究』.
- 白鳥義彦 2004, 「フランスの教育」, 関谷一彦, 細見和志, 山上浩嗣編著『はじめて学ぶフランス』, 関西学院大学出版会, 31-48 頁.
- 2008, 「フランスの高等教育をめぐる新たな動き」, 『社会学雑誌』第 25 号, 62-71 頁.

<編集注>

本章の第 1 節における 2007 年 8 月 10 日「大学の自由と責任に関わる法律」の内容解説、および第 5 節における高等教育財政の記述は、水田健輔(国立大学財務・経営センター)の責任で加筆したものである。

<注>

¹ 1984 年の「高等教育法」(Loi sur l' enseignement supérieur、いわゆるサヴァリ法)以降は UFR: unité de formation et de recherche) と呼称が変更されている。

² なお、この「学術的・文化的・専門的性格を有する公共施設」(EPCSCP: établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel) には、①大学(国立理工科大学(institut national

polytechnique: INP) も大学と同等とされる)、②大学の外に置かれる教育研究施設 (école および institut)、③高等師範学校 (école normale supérieure)、国外のフランス学院 (école française à l'étranger)、専門研究教育機関 (grand établissement) が含まれる [教育法典 (Code de l'Éducation) L711-2 条参照、

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=F5ABB04E0700A8B8ED9E2664FE1EE329.tpdjo16v_3?idArticle=LEGIARTI000006525323&cidTexte=LEGITEXT000006071191&dateTexte=20100517】。

3

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=F5ABB04E0700A8B8ED9E2664FE1EE329.tpdjo16v_3?idArticle=LEGIARTI000020886787&cidTexte=LEGITEXT000006071191&dateTexte=20100517
⁴<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000824315&dateTexte=>

5

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=6388022BB245E7555979DAA565FB499A.tpdjo16v_3?idArticle=LEGIARTI000006525326&cidTexte=LEGITEXT000006071191&dateTexte=20100517

⁶ 2009 年 12 月 4 日、高等教育・研究省でのインタビューによる。

⁷ Cf. ARESER, 1997, p. 31=2003、264 頁。

8

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do;jsessionid=2CA7E7F62286FE651D959AE31EBC12F6.tpdjo05v_2?idSectionTA=LEGISCTA000006182442&cidTexte=LEGITEXT000006071191&dateTexte=20080128

⁹ 2009 年 12 月 4 日、高等教育・研究省でのインタビューによる。

10

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=98DD67356134725489807AB64469AEA5.tpdjo03v_1?cidTexte=LEGITEXT000006071191&idArticle=LEGIARTI000006525342&dateTexte=20100518&categorieLien=id#LEGIARTI000006525342

11

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=98DD67356134725489807AB64469AEA5.tpdjo03v_1?cidTexte=LEGITEXT000006071191&idArticle=LEGIARTI000006525346&dateTexte=20100518&categorieLien=id#LEGIARTI000006525346

12

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do;jsessionid=2CA7E7F62286FE651D959AE31EBC12F6.tpdjo05v_2?idSectionTA=LEGISCTA000006182442&cidTexte=LEGITEXT000006071191&dateTexte=20080128

¹³ 2009 年 12 月 4 日、高等教育・研究省でのインタビューによる。

¹⁴ 2009 年 12 月 4 日、高等教育・研究省でのインタビューによる。

¹⁵ 2009 年 12 月 4 日、高等教育・研究省でのインタビューによる。

¹⁶ 2009 年 12 月 4 日、高等教育・研究省でのインタビューによる。

¹⁷ 2009 年 12 月 4 日、高等教育・研究省でのインタビューによる。

¹⁸ 2009 年 12 月 4 日、高等教育・研究省でのインタビューによる。

19

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000426953&categorieLien=cid>
 参照。

20

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=2D605D15769DEAB241EE0BC0A7BC2A51.tpdjo05v_2?cidTexte=LEGITEXT000006071190&idArticle=LEGIARTI000006524160&dateTexte=20100519&categorieLien=id#LEGIARTI000006524160

²¹ Musselin (2001) 参照。

²² 2001 年憲法補助法の要点は、以下の 3 点となる (社会経済生産性本部 2004, 264-265) :

(1) 2006 年度までに中央政府予算は、現在の予算勘定単位 (章) に議決される構成から脱却し、ミッション単位、省庁間連携ミッション単位、プログラム単位で議決される形式に移行する。なお、特定のプログラム内において、性質別の 7 つの予算クラス (人件費、投資額、業務支出、支払利息、補助金など) 間での予算流用はプログラム管理者の裁量で実施可能とする。ただし、人件費の増額だけは認められない。

(2) 各プログラムには、目標と業績指標がセットされる。プログラムが数年にわたり継続される場合には、年次業績報告書が決算議案 (英名: Budget Review Bill) に付属する。また、プログラム終了後には同様の業績報告書が必要となる。

(3) 予算は、現行と同じく単年度現金予算で継続する。ただし、プログラム継続期間に関する予算繰越を認める。(予算が修正現金主義を守る反面) 会計は完全発生主義ベースとする。

²³

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=757A2004BFB5EFDAD4ABC767A49F970D.tpdjo03v_1?cidTexte=LEGITEXT000006071191&idArticle=LEGIARTI000006525333&dateTexte=20100518&categorieLien=id#LEGIARTI000006525333

²⁴

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=98DD67356134725489807AB64469AEA5.tpdjo03v_1?cidTexte=LEGITEXT000006071191&idArticle=LEGIARTI000006525338&dateTexte=20100518&categorieLien=id#LEGIARTI000006525338

²⁵

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do;jsessionid=98DD67356134725489807AB64469AEA5.tpdjo03v_1?cidTexte=LEGITEXT000006071191&idArticle=LEGIARTI000006525340&dateTexte=20100518&categorieLien=id#LEGIARTI000006525340

²⁶ <http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/UnTexteDeJorf?numjo=ESRX0757893L>

²⁷ こうした動きに対する批判的な考察の一例として、Charle (2008) 参照。